

障害者自立支援法が（仮称）障害者総合福祉法へ緩やかに切り替わるのが当初平成二三年四月と言われていたにも拘らず、平成二四年四月、あるいは平成二五年四月なのではとも囁かれています。この法改正の議論進行よりも速い速度で、障害児（者）の福祉の支援を活用される方のニーズは増えています。当然、地域の窓口でもその対応に困り、サービスを提供する側や当事者も戸惑いながらも滞る訳にもいかず、現行法で進むことを主流としつつも、地域によっては最新の変更内容に準じていることもままあります。

この辺りが、画一的でない難しさであり、我々は、国・地域の情報をスピーディーに収集し、個に即した情報提供を心掛けていく必要があります。障害児（者）の福祉の支援を活用するか否かは別として、大切なことは自身の足と目で多くの情報を集めることです。その上で、我々とサービスを活用や進路の方向性について考える事が、今出来る最善な方法ではないでしょうか。今まで以上にコミュニケーションを多くとり、個に即した進路について、共に考えていきたいと思います。